

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成28年2月18日(2016.2.18)

【公表番号】特表2013-518413(P2013-518413A)

【公表日】平成25年5月20日(2013.5.20)

【年通号数】公開・登録公報2013-025

【出願番号】特願2012-550096(P2012-550096)

【国際特許分類】

H 01 G 11/22 (2013.01)

【F I】

H 01 G 9/00 3 0 1 A

【誤訳訂正書】

【提出日】平成27年12月22日(2015.12.22)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

微小孔性炭素を含む電気二重層キャパシタ用電極であって、前記微小孔性炭素が、
 $0.3 \text{ cm}^3 / \text{g}$ 以上の総細孔容積を有する 1 nm 以下のサイズを有する細孔、
 $0.05 \text{ cm}^3 / \text{g}$ 以上の総細孔容積を有する 1 nm 超から 2 nm 以下のサイズを有する細孔、

$0.15 \text{ cm}^3 / \text{g}$ 未満の総細孔容積を有する 2 nm 超のサイズを有する細孔、および
 $80 \text{ F} / \text{cm}^3$ より大きい容積比静電容量、

を含み、

2 nm 以下のサイズを有する細孔から生じる全細孔容積の部分は少なくとも 95 % であり、

前記各細孔のサイズは、 N_2 吸着を使用して決定し、スリット細孔を想定して密度汎関数理論 (DFT) を使用して計算することを特徴とする電気二重層キャパシタ用電極。

【請求項2】

前記 1 nm 以下のサイズを有する細孔が、 $0.4 \text{ cm}^3 / \text{g}$ 以上の総細孔容積を有することを特徴とする請求項1記載の電気二重層キャパシタ用電極。

【請求項3】

前記 1 nm 超から 2 nm 以下のサイズを有する細孔が、 $0.1 \text{ cm}^3 / \text{g}$ 以上の総細孔容積を有することを特徴とする請求項1記載の電気二重層キャパシタ用電極。

【請求項4】

前記微小孔性炭素が、 $0.45 \text{ cm}^3 / \text{g}$ 以上の全細孔容積を含むことを特徴とする請求項1記載の電気二重層キャパシタ用電極。

【請求項5】

前記微小孔性炭素が、3質量%未満の酸素含有量を有することを特徴とする請求項1記載の電気二重層キャパシタ用電極。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 4 3

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【 0 0 4 3 】

(式中、 $C_{sp,1}$ および $C_{sp,2}$ は、個別の炭素電極の比静電容量 (F / cm^3 で表される) であり、 V_1 および V_2 は対応する電極体積である。)

として炭素電極の体積当たりの比静電容量に関連付けられる。試験される電池は、同じサイズと組成を有する電極を使用するので、 $C_1 = C_2$ 、 $C_{sp,1} = C_{sp,2}$ ($= C_{sp}$) および $V_1 = V_2$ ($= V_{total} / 2$ 、式中、 V_{total} は、電池中の炭素電極の全容積 (cm^3) である)。式(3)、(4)および(5)を組み合わせて、

【数6】

$$\frac{1}{C_{cell}} = \frac{2}{C_{sp} \times V_{total}} + \frac{2}{C_{sp} \times V_{total}} \quad (6)$$